

防整技第14600号

令和3年8月26日

一部改正 防整技第15095号

令和6年6月27日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官

(公 印 省 略)

建設工事の一時中止に係る事務処理要領について（通知）

標記について、建設工事の一時中止に係る増加費用について（防整技第5298号。30.3.30）の規定に基づき別冊のとおり定め、令和3年10月1日以降に入札公告を行う工事から適用することとしたので通知する。

なお、建設工事の一時中止に係る事務処理要領について（防整技第5299号。30.3.30）は、令和3年9月30日限りで廃止する。

添付書類：別冊

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官

建設工事の一時中止に係る事務処理要領

整備計画局施設整備官

第1 目的

本事務処理要領は、建設工事請負契約書（建設工事請負契約書について（防整施（事）第146号。28. 3. 31）別冊第1及び別冊第2の建設工事請負契約書をいい、以下「契約書」という。）に基づき工事の中止を行う場合において、具体的な事例や発注者及び受注者双方の留意点を明示し、受発注者間の理解に貢献することで、契約関係における責任の所在の明確化や契約内容の透明性の向上を図るとともに、工事の中止に伴う事務処理の円滑な実施を図ることを目的とする。

なお、工事一時中止に伴う設計変更は、建設工事の設計変更事務処理要領について（防整技第5300号。30. 3. 30）によらず、本事務処理要領により実施されたい。

第2 一時中止に係る手続の基本フロー

一時中止に係る手続の基本フローは、別紙第1のとおり。

第3 一時中止の通知

発注者は、契約書第21条に基づき工事の全部又は一部の施工を一時中止（以下「一時中止」という。）するに当たっては、受注者に対して一時中止の理由、一時中止する工事の工種、工事区域、一時中止期間及び工事現場を維持管理するために必要な管理体制の基本的事項を別紙様式第1により通知する。

発注者は、当該通知を行うに当たっては、次の事項に留意すること。

1 全般事項

- (1) 一時中止に係る通知は、工事の完成前までに行う。
- (2) 一時中止期間は、一時中止を通知したときから一時中止の要因となっている事由が解消し、受注者が工事現場に入り作業を再開できると認められる状態になったときまでとする。

なお、発注者は、一時中止している工事について、作業を再開できると認めたときは工事の再開を別紙様式第2により受注者に通知する。
- (3) 発注者は、一時中止の要因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する。
- (4) 一時中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合、契約書第54条第1項第2号の規定により、受注者は解除することができることに留意する。
- (5) 発注者は、一時中止に伴う工期の延長又は請負代金額の増加費用を適正に確保する。
- (6) 一時中止期間における監理技術者等（現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者をいう。以下同じ。）の取扱いについては、一時中止期間中は、

専任を要しない期間であるほか、受注者の責めに帰すことができない事由による工事中止で工期を延長する場合は、監理技術者等の途中交代が認められる。

2 一時中止の要因となる事例

- (1) 契約書第17条に規定する工事用地等の確保が行われない場合
- (2) 契約書第19条に規定する設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能な場合
- (3) 設計変更等により計画通知の変更手続が必要になり、工事の施工を止める必要がある場合
- (4) 同一現場内に建築、土木、機械、電気又は通信の複数工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事が施工できない場合
- (5) 同一現場内に建築、土木、機械、電気又は通信の複数工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事が施工できない場合
- (6) 同一現場内に建築、土木、機械、電気又は通信の複数工事があり、一部の受注者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事が施工できない場合
- (7) 地中障害物・埋設物の調査又は処理を行う場合
- (8) 埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合
- (9) 天災により地形に物理的な変動があった場合
- (10) 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合

3 通知に係る記載内容

- (1) 一時中止をする理由には、「用地取得が未了のため。」「計画通知確認未了のため。」「台風災害による復旧作業のため。」など具体的な理由を記載する。
- (2) 一時中止する工事の工種には、「工事着工に係る全般」、「今後着手予定の全ての工種」、「アスファルト舗装に係る部分」、「コンクリート工事に係る部分」など具体的な工事の工種を記載する。
- (3) 一時中止する工事区域には、「全ての工事区域」、「庁舎地区」、「隊舎2階部分以降に係る区域」、「護岸工事に係る区域」など具体的な工事区域を記載する。
- (4) 一時中止する期間には、「令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで」、「当分の間(工事再開通知が出されるまでの間)」など具体的な期間を記載する。
- (5) 管理体制の基本的事項には、監理技術者等の専任の有無、工事現場の巡視、関係者の緊急連絡体制及び対応、その他特記すべき事項を記載する。
- (6) (1)～(5)の内容を踏まえた一時中止に係る通知の記載例を次に示す。

(記載例)

令和 年 月 日

受注者住所

会 社 名

代表者氏名 殿

契約担当官等

工事の一時中止について

工事名 〇〇〇〇〇〇工事

工 期 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

令和〇年〇月〇日に契約を締結した上記工事は次により工事を一時中止されるよう、契約書第21条第2項の規定により通知します。これに伴い現場管理計画書を作成し、提出をお願いします。

1 一時中止をする理由：用地取得が未了のため

2 一時中止の内容

(1) 一時中止する工事の工種：全ての工種

(2) 一時中止する工事区域：全ての工事区域

(3) 一時中止期間：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

3 管理体制の基本的事項

一時中止期間における工事現場の維持管理を付紙により行うこと。

4 現場管理計画書の提出

一時中止期間中の維持管理に関する現場管理計画書を発注者に提出し、その承諾を得ること。

※下線部記載例

一時中止期間における工事現場の維持管理の基本的事項

(監理技術者等の専任の有無について)

- ・ 監理技術者の専任を要しないこととする。(要する場合は理由を記載)

(工事現場の巡視について)

- ・ 工事現場内を(○毎日、○その他())、(○午前、○午後)に巡視し、施工中の工事目的物及び仮設設置物などの点検を実施すること。また、台風や震度4以上の地震が発生した場合も直ちに点検を実施し、その結果について監督官に報告すること。
なお、現場の巡視を行った際には作業日報を作成すること。

(関係者の緊急連絡体制及び対応について)

- ・ 緊急時における連絡体制表を作成し、監督官へ提出すること。

(その他)

- ・ 工事再開が通知された際には、速やかに工事の施工を開始できるよう準備をしておくこと。

※下線部記載例

第4 現場管理計画書等の提出

1 現場管理計画書

発注者は、受注者に対し一時中止を通知した場合、一時中止期間中の工事現場の維持管理に関する計画書（以下「現場管理計画書」という。）を、別紙様式第3により提出させる。

発注者は、受注者に現場管理計画書の提出を求めるとき又は受注者から提出された現場管理計画書の記載内容を確認するときには、次の事項に留意すること。

- (1) 現場管理計画書には、一時中止時点における工種の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具に関すること、一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること、工事現場の維持管理に関すること、一時中止に伴う増加費用及び算定根拠に関すること並びに一時中止した工事現場の管理責任に関することの基本的事項を明示する。
- (2) 発注者は、受注者から提出された現場管理計画書に支障が無いと認めるときは、これを承諾する。
- (3) 一時中止期間中であっても工事現場の維持管理は、受注者が善良な管理者の注意をもって行う。

なお、善良な管理者の注意とは、職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のことをいう。

- (4) 実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、工事現場の維持管理は必要であることから現場管理計画書を提出させる。
- (5) 現場管理計画書の作成に当たっては、受発注者間において十分な調整を行い、記載内容について双方で確認するものとする。
- (6) 一時中止期間の変更など現場管理計画書の内容に変更が生じる場合は、受注者に変更現場管理計画書を作成させる。

2 工期短縮計画書

発注者は、一時中止した工事の再開に当たり中止期間相当分の工期延長を行わない場合、その旨を受注者に請求するとともに、工期短縮に伴い新たに発生する費用に関する計画書（以下「工期短縮計画書」という。）を別紙様式第4により提出させる。

発注者は、受注者から提出された工期短縮計画書の記載内容を確認するときには、次の事項に留意すること。

- (1) 工期短縮計画書には、工期短縮に必要な施工計画、安全衛生計画に関すること、工期短縮に伴う施工体制及び短縮期間に関すること並びに工期短縮に伴い新たに発生する費用に関することの基本的事項を明示する。
- (2) 発注者は、受注者から提出された工期短縮計画書に支障が無いと認めるときは、これを承諾する。

- (3) 工期短縮計画書の作成に当たっては、受発注者間において十分な調整を行い、記載内容について双方で確認するものとする。
- (4) 受注者は、発注者が承諾した工期短縮計画書に基づき、工程の遵守に努める。
- (5) 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う。

第5 工期又は請負代金額の変更

発注者は、工事を一時中止した場合において必要があると認められるときは、工期又は請負代金額について受注者と協議を行い、変更契約を行う。

第6 増加費用

1 増加費用の負担区分

- (1) 一時中止に伴う増加費用は、次の各号に掲げる費用とする。

ア 工事現場の維持に要する費用

一時中止期間中、工事の続行に備えて工事現場を維持し、かつ、建設機械器具、労務者及び現場作業員を保持させるために必要とされる費用。

イ 工事体制の縮小に要する費用

一時中止前の工事体制から一時中止期間中の維持体制に移行するために不要となった建設機械器具、労務者及び現場従業員の配置転換に要する費用。

ウ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするために工事現場に再投入される建設機械器具、労務者及び現場従業員の転入に要する費用。

エ 一時中止により工期延長となる場合の費用

一時中止により工期延長となることにより生じる社員給与、現場事務所費用、材料の保管費用及び仮設諸機材の損料に要する費用。

オ 工期短縮に要する費用

工期短縮を行う要因が発注者に起因する場合又は自然条件（自然災害を含む。）の影響に起因する場合における工期短縮に要する費用。

カ 契約後、準備行為着手前に要する費用

一時中止に伴う費用は、発生しないことから計上しない。ただし、工期短縮を行った場合及びキャンセル料が発生する場合は除く。

なお、契約後、準備行為着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料が未手配の状況で測量等の準備行為に着手するまでの期間をいう。

キ 準備行為期間に要する費用

準備行為期間に発生する工事看板の損料、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者等の現場従業員手当）に要する費用。

なお、準備行為期間とは、契約締結後で現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備行為期間をいう。

ク 本支店における増加費用

一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

ケ 消費税等相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税及び地方消費税に相当する費用

- (2) 増加費用又は損害費用の負担は、契約内容の変更によって間接的に生じる費用であり、契約内容の変更以外の事由によって生じる費用については発注者の負担額である。

なお、具体的には一時中止により生じた現場の維持管理費、労務者や現場従業員の転入に要する費用、間接的に生じる増加費用や発注者に過失があった場合の損害賠償費のことである。

2 増加費用の算定方法

- (1) 受注者は一時中止に伴う増加費用に係る請負代金額の変更が必要な場合、別紙様式第5により協議を行う必要がある。

別紙様式第5の提出にあたっては、現場管理計画書又は変更現場管理計画書に従って実施し、その実施に必要とした増加費用の見積書及び見積書の根拠資料として、支出した明細書等を添付するものとする。支出した明細書等とは、中止期間中における事務用品等にかかった費用が分かる請求書等、現場代理人等の給与明細等や作業日報のことをいう。なお、根拠資料が提出されない場合、請負代金額の変更の対象とはならない。

- (2) 発注者は、受注者より請負代金額の変更協議があった場合、受注者から提出された見積書及び見積書の根拠資料により妥当性が確認できたものを増加費用として計上を行い、指定仮設など当初予定価格の作成時に積み上げで算定していたものについては、当初の積算に倣い算定することとする。

- (3) 発注者が作成する請負代金額の変更協議に係る内訳書は、別紙第2を参考とし別紙様式第6に添付し受注者と変更協議を行う。なお、計上した増加費用は工事原価に含め、一般管理費等の対象とし、原契約の工事費とは別の項目として記載することとする。また、落札率は設計変更と同様に対象とする。

- (4) 受注者は前項による発注者からの請負代金額の変更協議に異存がない場合は別紙様式第7により承諾書を提出するものとする。

- (5) 一時中止に伴う増加費用の協議及び契約変更は、原則、工事の再開後速やかに行うものとする。

- (6) 受注者は一時中止に伴う請負代金額の変更協議を行う場合、増加費用の見積書及び見積書の根拠資料の提出にあたっては、次を参考に提出するものとする。

【請負代金額の変更協議を行うにあたり必要な書類の作成例】

令和 年 月 日

契約担当官等
殿

受注者住所
会 社 名
代表者氏名

〇〇工事に係る一時中止に伴う請負代金額の変更について

現在当社で施工中の〇〇工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、工事請負契約書第21条第3項により下記のとおり協議いたします。

記

協議額 ￥ 2, 8 5 2, 5 2 0

増加費用における変更協議を行うにあたり、受注者は協議額に関する**見積書及び見積書の根拠資料（支出した明細書等）**を発注者へ提出する。

見積書の構成として以下を参考に作成。

- ①見積書
- ②見積書に係る内訳書
- ③経費支払集計表
- ④経費別支払調書（各月）
- ⑤給与の内訳書（各月）

①見積書【例】

工事の一時中止に伴う増加費用に関する見積書	
工 事 名	〇〇〇〇〇工事
工 期	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
一時中止期間	令和〇年4月1日から令和〇年7月31日まで
当初契約金額	〇〇〇〇〇 円
税抜契約金額	〇〇〇〇〇 円
増 加 金 額	2,852,520 円
税抜増加金額	2,593,200 円
〇〇〇〇株式会社 〇〇支店	

②見積書に係る内訳書【例】

工事名 〇〇〇〇〇工事						
項 目	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
工事一時中止に伴う増加費用		式	1			
（1）現場維持管理費等		式	1			
・ 福利厚生費		式	1		15,000	
・ 事務用品費		式	1		100,000	
・ 通信交通費		式	1		105,000	
・ 現場事務所費		式	1		80,000	
・ 従業員給料手当						
現場代理人		式	1		1,393,200	4月～6月（巡回） 7月（常駐）
監理技術者		式	1		500,000	7月（常駐）
（2）本支店等の費用					400,000	
					2,593,200	

③経費支払集計表【例】

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所費	合計
4 月	—	30,000	25,000	20,000	75,000
5 月	5,000	20,000	25,000	20,000	70,000
6 月	5,000	20,000	25,000	20,000	70,000
7 月	5,000	30,000	30,000	20,000	85,000
合計	15,000	100,000	105,000	80,000	300,000

④経費別支払調書（各月）【例】

4 月 分					
項目	種別		支払先	金額	備考
事務用品費				(税抜金額)	
	コピー代、リース費		〇〇株式会社	20,000	
	消耗品		〇〇株式会社	10,000	
			小計	30,000	
通信交通費					
	通信費		〇〇株式会社	10,000	
	電光熱費		〇〇株式会社	15,000	
			小計	25,000	
現場事務所費					
	レンタルハウス		〇〇株式会社	11,000	
	仮設トイレ		〇〇リース	9,000	
			小計	20,000	
			計	75,000	

見積書の根拠資料（請求書等）【例】

[illegible]

⑤給与の内訳書（各月）【例】

現場代理人 (〇〇 〇〇)

	給与	賞与配賦金	給与手当小計
4 月	200,400	84,000	284,400
5 月	200,400	84,000	284,400
6 月	200,400	84,000	284,400
7 月	400,000	140,000	540,000
合計	1,001,200	392,000	1,393,200

給与の計上例(現場代理人)

【設定】4月～6月は巡回、7月は工事の再開準備として現場に常駐

- ・ 6 月は作業日報（次ページ）に基づき 60%の作業実施率であることから、給与明細（6 月）のうち 60%分の給与を見込む。

(例) 334,000 (円) $\times$ 60 (%) = 200,400 (円)

- ・賞与配賦金は、社内規定に基づき支払われている賞与を各月毎に割り戻し作業実施率に応じて計上を行う。

(例) 7 月に賞与 840,000 円 (半期分) が支払われている場合。

$$840,000 \text{ (円)} \div 6 \text{ (ヶ月)} = 140,000 \text{ (円)} \cdots 1 \text{ 月あたり賞与配賦金}$$

6月は作業実施率 60%であることから、以下のとおり見込む。

$$140,000 \text{ (円)} \times 60 \text{ (\%)} = 84,000 \text{ (円)}$$

見積書の根拠資料（給与明細）【例】

給 与 明 細 (6 月)

所 属	氏 名
〇〇	〇〇 〇〇

支払	基本給	超勤手当	住居手当	他手当				
	280,000	-	25,000	29,000				
								総支給額
								334,000

控除	健康保険	介護保険	厚生年金	厚生基金	雇用保険	住民税	課税対象額	所得税
	18,000	-	20,000	-	1,000	18,000	300,000	7,000
								控除額計
								64,000

牽引支給額
270,000

給 与 明 細 (7 月)

所 属	氏 名
〇〇	〇〇 〇〇

	基本給	超勤手当	住居手当	他手当					
支払	280,000	-	25,000	95,000					
									総支給額
									400,000

	健康保険	介護保険	厚生年金	厚生基金	雇用保険	住民税		課税対象額	所得税
控除	20,000	-	25,000	-	1,500	18,000		300,000	7,000
									控除額計
									71,500

差引支給額
328,500

賞 与 明 細 (7月)

[illegible]

見積書の根拠資料(作業日報)【例】

現場代理人：〇〇 〇〇

月	日	曜日	作業内容		作業時間	作業実施率	
〇年 6月 (巡回)	1	月	中止時作業	台風対策に伴う現場の点検	8時間	100%	
			通常時作業	なし	-	0%	
	2	火	中止時作業	作業なし	-	0%	
			通常時作業	他工事（〇〇〇）に係る施工計画書の作成	8時間	100%	
	3	水	中止時作業	作業なし	-	0%	
			通常時作業	他工事（〇〇〇）に係る打合せ	8時間	100%	
	4	木	中止時作業	台風通過に伴う現場の見回り	4時間	50%	
			通常時作業	他工事（〇〇〇）に係る打合せ	4時間	50%	
	5	金	中止時作業	作業無し	-	0%	
			通常時作業	他工事（〇〇〇）に係る現場踏査	8時間	100%	
	6	土	中止時作業	-	-	-	
			通常時作業	-	-	-	
	7	日	中止時作業	-	-	-	
			通常時作業	-	-	-	
	～						
	29	月	中止時作業	工事再開に伴う準備	8時間	100%	
			通常時作業	-	-	0%	
	30	火	中止時作業	工事再開に伴う準備	8時間	100%	
			通常時作業	-	-	0%	
	計		中止時作業		97時間	60%	
			通常時作業		63時間	40%	

現場代理人：〇〇 〇〇

月	日	曜日	作業内容		作業時間	作業実施率	
〇年 7月 (常駐)	1	水	中止時作業	工事再開に係る準備	8時間	100%	
			通常時作業	なし	-	0%	
	2	木	中止時作業	工事再開に係る準備	8時間	100%	
			通常時作業	なし	-	0%	
	3	金	中止時作業	工事再開に係る準備	8時間	100%	
			通常時作業	なし	-	0%	
	4	土	中止時作業	-	-	-	
			通常時作業	-	-	-	
	5	日	中止時作業	-	-	-	
			通常時作業	-	-	-	
	6	月	中止時作業	工事再開に係る準備	8時間	100%	
			通常時作業	-	-	0%	
	7	火	中止時作業	工事再開に係る準備	8時間	100%	
			通常時作業	-	-	0%	
	～						
	30	木	中止時作業	工事再開に伴う準備	8時間	100%	
			通常時作業	-	-	0%	
	31	金	中止時作業	工事再開に伴う準備	8時間	100%	
			通常時作業	-	-	0%	
	計		中止時作業		184時間	100%	
			通常時作業		-	0%	

増加費用にて現場代理人等の給与を見込む場合は、中止した工事の作業に関する部分のみ見込むこととし、作業日報を当該中止工事に係る作業とそれ以外の作業に分けて整理し作成するものとする。(以下、作成例)

- ・1日あたり所定労働時間8時間とし、中止した工事に関する作業と、それ以外に分けて日報の作成を行う。

(例) 6月4日(木) 台風通過に伴う現場の見回りの実施を8時～12時まで行った場合は中止時作業割合として50%となる。

- ・一時中止中の工事に関する中止時作業を各月ごと集計。

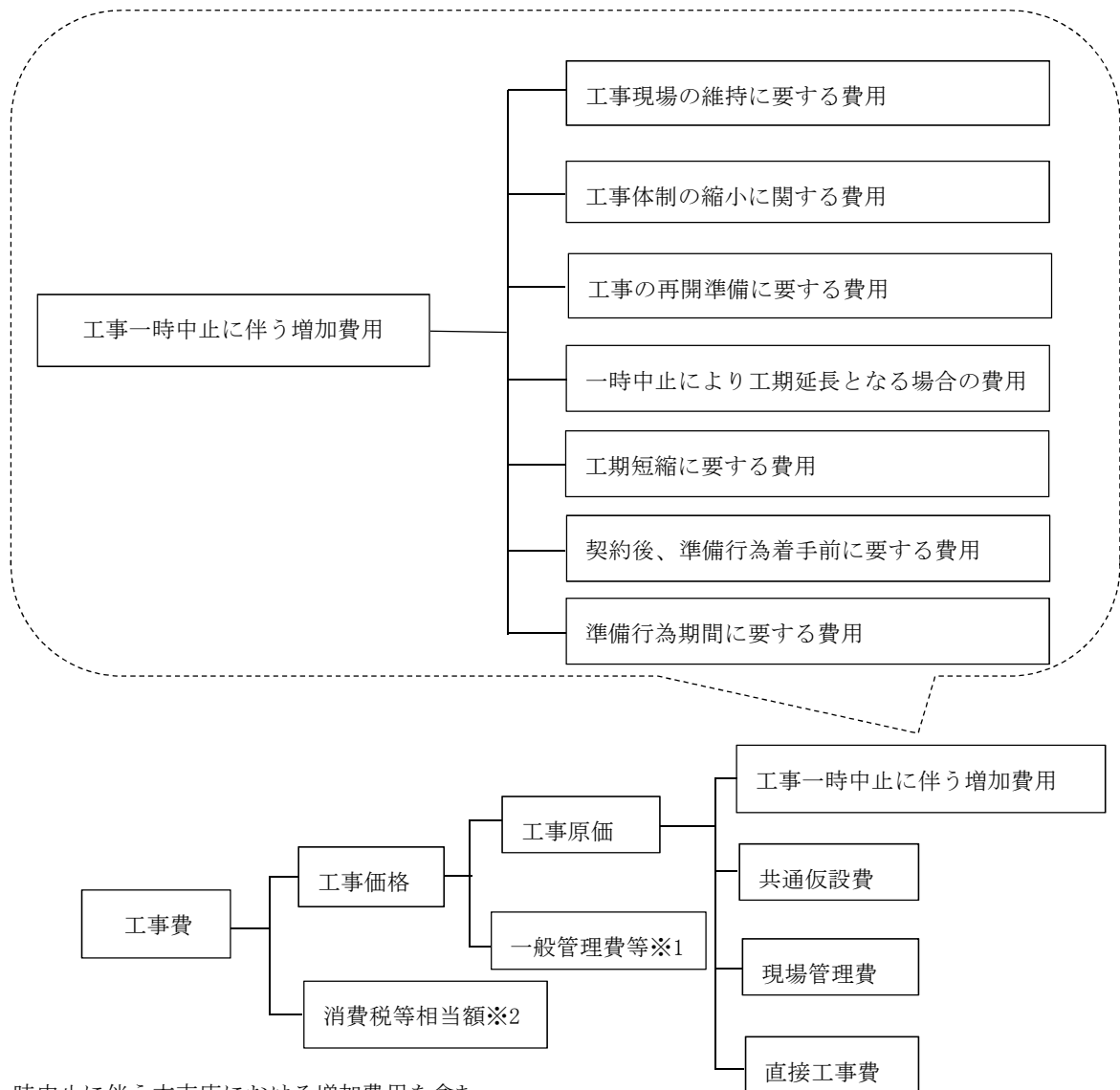
(例) 1ヶ月あたりの平均所定労働時間数を基に月毎の中止時作業割合を算出。(所定労働時間数は各社就業規則による)

1ヶ月あたりの平均所定労働時間数を160時間と仮定。

6月の中止時作業が97時間の場合、6月における中止時作業割合は97(時間)÷160(時間)=0.6062となる。

以上より6月における中止時作業割合は60%とする。(整数止め、切捨て)

(7) 中止期間中の現場維持等の費用は、工事一時中止に伴う増加費用として工事原価に原契約の工事費とは別項目として計上する（下図参照）。



※1 一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

※2 一時中止に伴う消費税等相当額における増加費用を含む

図 増加費用の構成

- (8) 防衛省が実施する土木工事を除く建設工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、通信工事）においては、一時中止（一部一時中止の場合も含む。）があった場合、共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる T（工期）には、一時中止期間を含まないものとする。（下図参照）

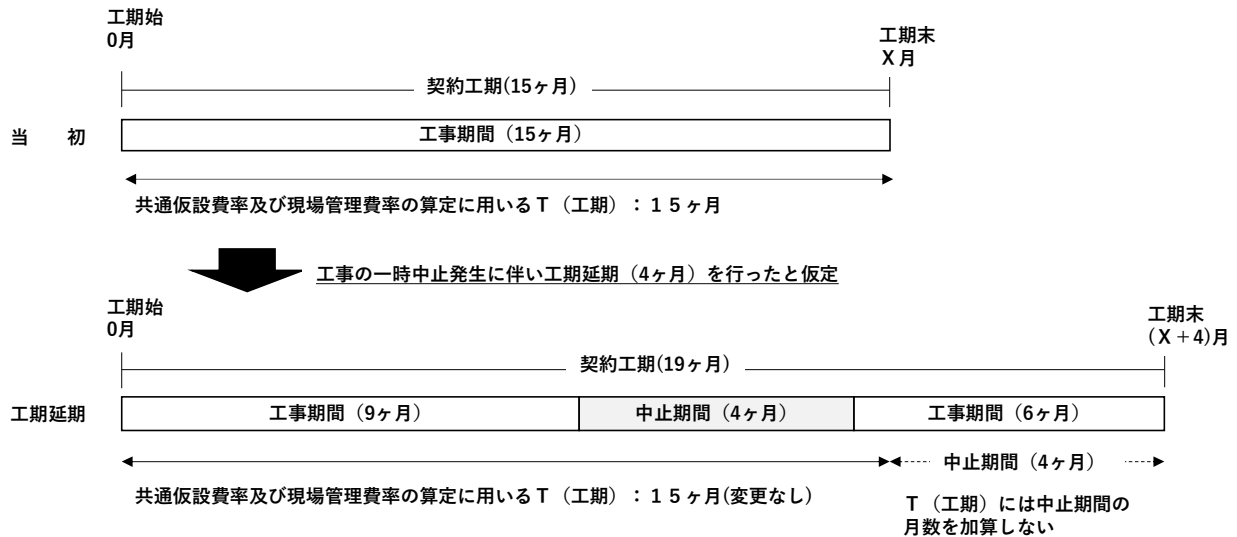


図 一時中止があった場合における T（工期）の取扱いイメージ

第7 不測の事態が生じた場合における取扱い

施工場所が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項に規定する警戒区域として設定された区域に、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第52条第2項第1号に規定する要避難地域として指示された地域に含まれるなどの不測の事態が生じて施工ができなくなった場合の工事の一時中止については、この事務処理要領によらず、契約書第67条に基づき受発注者間で協議を行う。

第8 工事特記仕様書への記載

一時中止とした工事の再開後に受発注者間で増加費用に関するトラブルが発生することを回避するため、特記仕様書には適切な条件明示（関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うこととする。

また、工事特記仕様書には以下を記載するものとする。

○工事の一時中止時における対応について

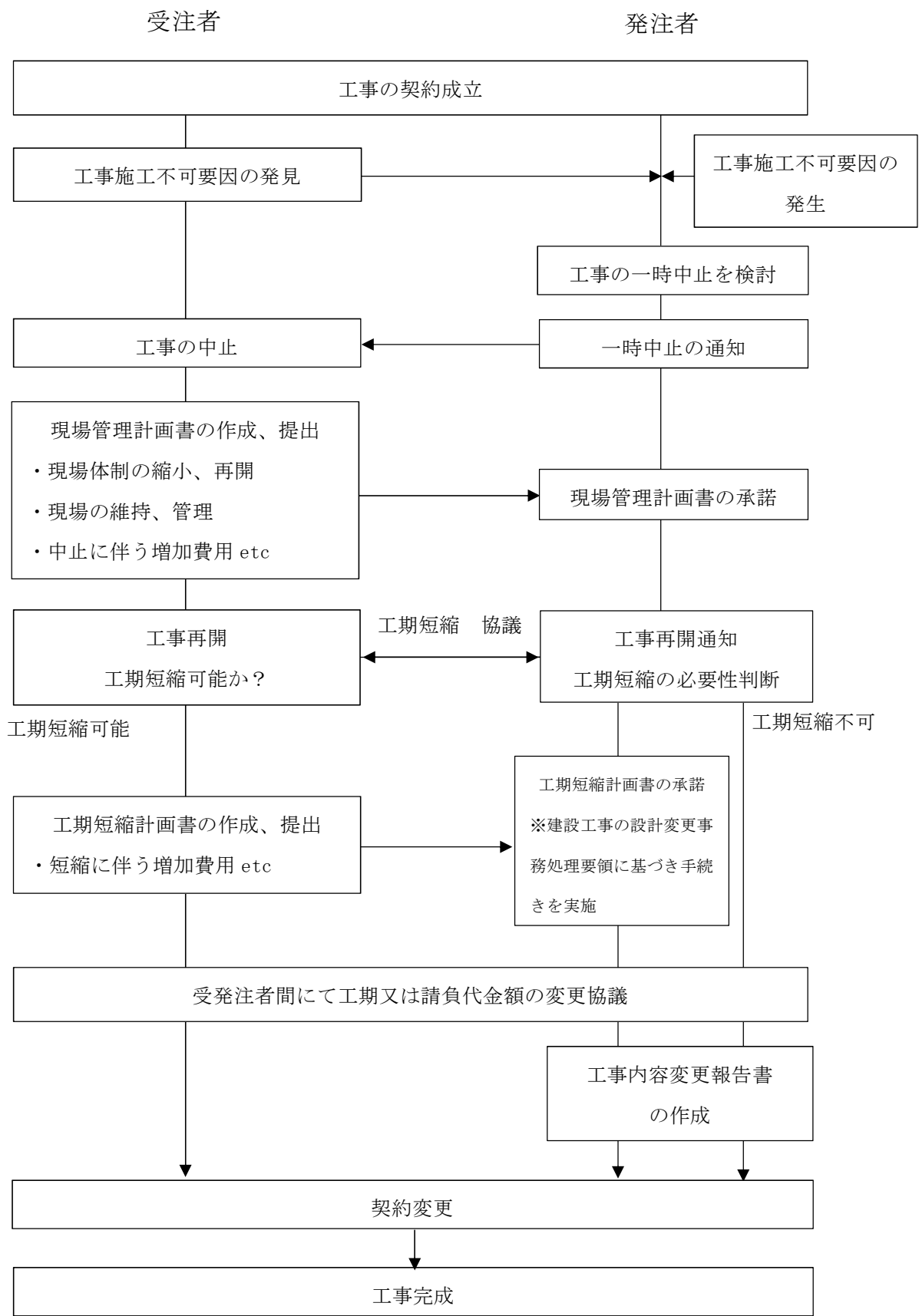
- (1) 工事の一時中止については建設工事請負契約書第21条に明記されているところであるが、詳細な手続や増加費用における具体的な考え方については、「建設工事の一時中止に係る事務処理要領について（防整技第14600号。令和3年8月26日）」（以下「事務処理要領」という。）によることとする。

- (2) 受注者は、建設工事請負契約書第21条第3項に基づく必要な費用を請求する場合は、事務処理要領に規定されている工事一時中止に伴う増加費用の見積書及び見積書の根拠資料を発注者へ提出することとする。

第9 その他

本要領の運用にあたり、これによりがたい場合は、施設整備官と協議するものとする

一時中止の手續に係る基本フロー



内訳明細書例

名 称	摘 要	数量	単位	金 額	備 考
直 接 工 事 費					
○ ○ 工 事		1	式	20,000,000 20,000,000 0	
○ ○ 工 事		1	式	15,000,000 15,000,000 0	
○ ○ 工 事		1	式	10,000,000 10,000,000 0	
共 通 費					
共 通 仮 設 費		1	式	1,800,000 1,800,000 0	
現 場 管 理 費		1	式	7,000,000 7,000,000 0	
工事一時中止に伴う 増 加 費 用		1	式	4,000,000 4,000,000 0	
計（工事原価）				53,800,000 57,800,000 4,000,000	
一 般 管 理 費 等				5,000,000 5,500,000 500,000	
合 計（工事価格）				58,800,000 63,300,000 4,500,000	
				(57,624,000) (62,034,000) (4,410,000)	
消 費 税 等 相 当 額				4,704,000 5,064,000 360,000	
				(4,609,920) (4,962,720) (352,800)	
工 事 費				63,504,000 68,364,000 4,860,000	
				(62,233,920) (66,444,000) (4,210,080)	

令和 年 月 日

受注者住所

会 社 名

代表者氏名 殿

契約担当官等

工事の一時中止について

工事名

工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日に契約を締結した上記工事は次により工事を一時中止されるよう、契約書第 2 1 条第 2 項の規定により通知します。これに伴い現場管理計画書を作成し、提出をお願いします。

1 一時中止をする理由

2 一時中止の内容

(1) 一時中止する工事の工種

(2) 一時中止する工事区域

(3) 一時中止期間

3 管理体制の基本的事項

一時中止期間における工事現場の維持管理を付紙により行うこと

4 現場管理計画書の提出

一時中止期間中の維持管理に関する現場管理計画書を発注者に提出し、その承諾を得ること。

一時中止期間における工事現場の維持管理の基本的事項

(監理技術者等の専任の有無について)

(現場の巡視について)

(関係者の緊急連絡体制及び対応について)

(その他)

令和 年 月 日

受注者住所

会 社 名

代表者指名 殿

契約担当官等

一時中止中の請負工事の再開について

工 事 名

一時中止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日付けの通知の標記工事は、令和 年 月 日より再開されるよう通知します。

令和 年 月 日

契約担当官等

殿

受注者住所

会 社 名

代表者氏名

工事一時中止に伴う現場管理計画書について

工事名

令和 年 月 日付けで工事一時中止の通知があった標記工事について、付紙
のとおり現場管理計画書を提出します。

現場管理計画書

- 1 一時中止時点における内容
 - (1) 一時中止する工種の出来形
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労務者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具
- 2 一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
- 3 一時中止期間中の工事現場の維持管理に関すること。
- 4 一時中止に伴う増加費用及び算定根拠に関すること。
- 5 一時中止した工事現場の管理責任に関すること。

令和 年 月 日

契約担当官等

殿

受注者住所

会 社 名

代表者氏名

工事一時中止に伴う工期短縮計画書について

工事名

令和 年 月 日に契約を締結した上記工事について、付紙のとおり工期短縮計画書を提出します。

工期短縮計画書

- 1 工期短縮に必要な施工計画、安全衛生計画に関すること。
- 2 工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること。
- 3 工期短縮に伴い、新たに発生する増加費用及び算定根拠に関すること。

令和 年 月 日

契約担当官等

殿

受注者住所

会 社 名

代表者氏名

〇〇工事に係る一時中止に伴う請負代金額の変更について

現在当社で施工中の〇〇工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、工事請負契約書第 2 1 条第 3 項により下記のとおり協議いたします。

記

協議額 ¥ 〇〇〇

以 上

令和 年 月 日

受注者住所

会 社 名

代表者氏名

殿

契約担当官等

〇〇工事に係る請負代金額の変更について（協議）

標記について貴社より令和 年 月 日付けで提出の工事請負契約書第 2 1 条第 3 項に基づく工事の一時中止に伴う請負代金額変更協議については、当局において細部について検討した結果、下記のとおりその金額を算定したので協議します。

なお、この金額に異存がない場合には、承諾書を提出願います。

記

- | | | |
|---|------|------|
| 1 | 工事名 | 〇〇工事 |
| 2 | 協議金額 | 〇〇〇 |

令和 年 月 日

契約担当官等

殿

受注者住所

会 社 名

代表者氏名

承 諾 書

令和 年 月 日付けで協議のあった、工事請負契約書第21条第3項に基づく工事の一時中止に伴う請負代金額変更協議について承諾します。